



長野県告示第398号

平成30年6月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第399号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画下水道事業 須坂市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年1月19日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第400号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成30年5月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年5月31日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|------------------|------------------------------|--|
| 一般社団法人長野県危険物安全協会 | 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内 | 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内 一般社団法人長野県危険物安全協会 |

会計課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月31日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 長野市中条日下野字青木平2270番地先から 長野市中条日下野字青木平2269番地先まで | 旧 | 7.9~19.3 m | 0.1436 km |
| 同上 | 新 | 13.2~19.3 | 0.1436 |

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月31日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 小川長野線
- 2 供用を開始する区間
長野市中条日下野字青木平2270番地先から
長野市中条日下野字青木平2269番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年5月31日

道路管理課